

國民資力研究所
研究第六号

「フランス」ニ於ケル國富及國民所得

國民資力研究所

名
名
118



経済資料センター

はしがき

本研究所は豫て各研究員分担にて各国の国民所得の研究を進めつゝあり
しか、本輯は右の内、研究員白井規矩雅分担の「フランス国民所得の研究」
につき、其の資料として同研究員が訳編せるものなり。

昭和二十年十二月

財団法人 国民資力研究所

経済資料
831.86
Sh81

名古屋大学図書
11861483

筆者 序言

筆者ハ「フランス」ニ於ケル国富及国民所得ヲ分担 研究シテオ
 四ヶ年ノ苦境カラ解放サレタ新生フランスハ 通貨整理 資本課税 中
 央銀行及四大銀行ノ国营 平価切下等各種ノ財政金融政策ヲ相次イテ実施
 シ、経済再建ニ邁進シツ、アリ 筆者ハ此ノ「第四共和国」ニ於ケル国富
 及国民所得ノ推移ニ就テ 深甚ナル注意ヲ以テ異レヲ見守ソテオ
 ルガ 何分ニモホク紹介スベキ資料ヲ得テオナイ ソコテ此ノ際 採来筆者
 ガ取扱ツテ来タ第三共和国下ニ於ケル同問題ノ研究ヲ充分ニ固メテ置イテ
 今後ノ発展ヲ詳察スル為メノ足場トスルノガ適當タト思ツテオ
 ンス」ニ因スル限リ 国富或ハ国民所得ノ諸問題ハ余リニ紹介サレテオ
 カツタ事情ニ鑑ミ 筆者ノ研究途上ニ於テ一先ツ「縮括リ」的ナ意味ヲ持
 ヲト思ハレタニツノ論文ヲ訳出シテ 取敢ハズ印刷ニ附スルコトトシタ
 其ノ一ハ *Revue d'Economie Politique* ノ一九三九年一月号「戦前ノ
 フランスヨリ今日ノフランスヘ」特輯号ニ於ケル *Alfred Sauvy* 及

一中

Raymond Rivet 両氏ノ「国富及国民所得」ナル論文ヲ 是レヲ本稿ノ第
 一篇トシ 其ノ二ハ 同シ雜誌ノ一九三九年五月 六七七八合併号「一九
 三八年フランス経済」特輯号ニ於ケル *des Dujé de Bernonville* 氏ノ「私
 的所得及消費」ナル論文ノ内、私的所得ノ部分ダケヲ訳出シテ是レヲ第ニ
 篇トシタ、第一篇ガ 第一次欧州大戦直前ノ頃カラ第三共和国末期マデノ
 国富及国民所得研究及ヒ実態ノ謂ハシ手帳ナ「テマスト」テアルナラバ
 後者ハ同国ニ於ケル国民所得計算ノ比較的最近シイツノ「サンブル」トシ
 テノ意義ガアルト思フ

序言ヲ終ルニ先立ツテニシノ事ヲ附言シタイ

(一)凡ソ愛國ノ国富及国民所得ノ研究ハ、ソノ国ノ経済構造ノ特質及推移ト
 ノ関係ニ於テ検討セラルベキテアリ 本稿ニ紹介スル *Sauvy* 及 *Rivet*
 ノ論文ハ此ノ点ヲ補足ト謂ヒ得ナイノデアルガ 丁度ソノ特輯号ノ巻頭ニ
 ハ有名ナ *Rist* 及 *Pons* ニ教授ノ「二十五年間ニ於ケルフランス経済及社会

構造ノ發展ナル論文ガアツテ向來ノ理解ニ非ずニ参考ニナツタ事ヲ考テ
テオキタイ。序テナガラソノ論文テハ二十五年間ニ於ケルフランスノ経済ノ
内部的構造ノ變化ヲ(一)工業化 (二)集中化 (三)国家主義化 (四)経済生活ニ於ケ
ル国家計画ノ發展 (五)民主化ニ示メ。然モ是レ等ガ急激ノ變化テハナク
亦工業化ニ拘ラス農業国ノ特徵。集中化ニ拘ラス小企業ノ多イ特徵。国家
主義下ニ拘ラス自由個人主義経済ノ特徵ガ依然存セル事ヲ指摘シテモル
経済構造ノ民主化ニ就テハ資本收益ノ還元的評價ヲ含ム国富額ノ減少ト莫
莫国民所得ノ増加。又々国民所得ノ内。資本及ヒ労資混合所得ノ減少ト勞
働所得ノ増加ヲ对照サセテモル。

(二)フランスニ於ケル国富及国民所得研究ノ沿革ハ中川博士「国富及国民所
得」ニヨツテモ知り得ル概ニ相当古イモノテアル。ニモ拘ラス資料ノ不
備ハ最近ニ至ルマテ致命的ナモノデアツタ。ソコテフランスニ於ケル其ノ
算及ノ研究ハ。資料ノ不備ヲ如何ニ克服シテ行ツタガニ就テ。示唆スル処
少ナクナイト思フ。併シ斯林ノ事ハフランスノ経済統計学界ニ就テ決シテ

一外

名譽ナコトテナク。第四共和国ノ統計資料ニ於テモ在年ノ缺陥ヲ改メルテ
アロウ事ヲ期待スルノテアル。

尚ホ。国民所得ノ研究ト表裏一体ノ関係ニアル消費及貯蓄ノ研究ハ。丁
度本稿ノ対象トナツタ時期ニ於ケルフランスノ事情ニ就テ。成ルヘク並行
的ニ研究ヲ進メテ来タ。消費ニ就テハ断片的ニ研究報告ヲ行ヒ。貯蓄ニ就
テハ昨年「フランス貯蓄雜考」トシテ印刷ニ附シタガ。別ニ煙ノ直シテ見
タイト思ツテモル。前ノ世界大戦カラ今度ノ世界大戦ニ至ル時期ノフラン
ス財政経済ノ比較的详细十一年表モ。本稿テハ依製ヲ念願シナカラ。疎
物未帰還ノ為メ果シ得ナカッタガ。次ノ機会ニ添付シタイト思フ。

白井規矩雜誌ス

目次

第一篇	フランスニ於ケル國庫及國民所得ノ研究	一
第一章	概論	一
第二章	國民所得ノ定義ノ測定方法	七
第一節	分配所得	七
第二節	生産所得	一三
第三章	一九一三年及一九三六―八年ノ分配所得	一五
第一節	一九一三年ノ私的所得	一五
第二節	一九三六年―一九三八年ノ分配所得	二三
第四章	一九一三年 一九二八年 一九三八年ノ生産	三一
第一節	工業生産	三一
第二節	農業生産	三六
第三節	サ―ツイス及貨物運輸	三七
第五章	國民所得ニ関スル總決算	三九
第一節	實質価値ヨリ觀テ大戦以來ノ分配所得ノ發展	三九
第二節	ニツノ方法ニヨル算定結果ノ比較	四二
第三節	所得分布ノ變動	四三
第六章	私的財産ノ總額	四五
第一節	大戦前	四五
第二節	現在	五一
第七章	諸外國ノ私的所得	五九
第一節	英國	五九
第二節	独逸	六三
第三節	米國	六四
第四節	其ノ他ノ諸國	六七
第八章	結論	六八

第二篇 一九三五年乃至一九三八年ニ於ケルフランス國民所得ノ推計 七一

第一章 序言 七一

第二章 賃金労働ノ所得 七五

第三章 有価証券ノ所得 九一

第四章 運來物所得 九二

第五章 農業所得 九五

第六章 商工業及自由職業ノ混合所得 九九

第七章 年金及恩給 一〇一

第八章 結論 一〇二

主要統計目次

一九〇〇年及一九一三年國民所得 (コルソン算定) 第一篇第三章

一九一三年各種労働者平均賃金 〃

一九一三年國民所得 (ヘルソントウイユ算定) 〃

一九三六年賃金俸給内訳 〃

一九三六年國民所得 〃

一九〇六年 一九二六年 一九三一年工業人口内訳ノ推移 第四章

一九一三年 一九二八年工業人口内訳ノ推移 〃

一九一〇年ヨリ一九三五年ニ至ル農業生産指数 〃

一九一一年 一九一三年 一九三六年 一九三八年ニ於ケル 〃

一人当リ分配所得ト物価及生計費指数ノ対比表 第五章

一九一三年國富 (コルソン算定) 第六章

一九三六年國富 〃

一 一 働時間当リ平均賃金 (一九三〇年及二〇自一九三五年至一九三八年) 第二篇第二章

一 地域別時間賃金ノ加重平均 (一九三七年及一九三八年) 第二篇第二章

一 一九三八年十一月十五日賃金率ト一九三六年団体協約規定

ノ最初ノ賃金率ト比較 (金屬工業ニ於ケル購買率)

一 炭鉱ノ平均日給 (一九三〇年及自一九三六年至一九三九年)

一 金屬労働者時間給加重平均 (一九三〇年及自一九三六年至一九三九年)

至一九三九年)

一 炭鉱ノ支拂賃金總額 (自一九三〇年至一九三八年)

一 賃金俸給ノ各部門別ノ支拂總額 (自一九三〇年至一九三八年)

一 社会保険拂込保険料年額 (自一九三六年至一九三八年)

一 労働災害保険ニヨル附賃金額ト秩務税ノ申告賃金額 (自一九三〇年至一九三七年)

一 一九三六年及一九三七年ノ課税有価証券ノ所得内訳

一 有価証券所得 (自一九三六年至一九三八年)

一 畜産物ト飼料生産物トノ比較

第五章

一 国民所得明細 (一九二九一三〇年平均及自一九三五年至一九三八年)

一 名目及実質ノ国民所得指数ト生計費指数トノ対比 (一九二九一三〇年平均及自一九三五年至一九三八年)

第八章

第一篇 フランスニ於ケル国富及国民所得ノ研究

第一章 概論

一 國ノ富 其ノ「ウエルフェア」ノ程度ヲ計ル基準トシテヨク引合ニ出サレルノハ「国富」或ハ「国民所得」トイフ場合 國家ヲ故ラニ個人ト同一視シ「国富」或ハ「国民所得」トイフ場合 國家ヲ故ラニ個人ト同一視シ

一 個人ノ富々所得ヲ決定スルト同様に 方法テ國家ノ富々所得ヲ決定シヨウトカ、ル 或ハ亦凡ユル個人財産ヲ個人所得ノ合算ヲ想定スルノテアルガ 此ノ方法カラハ以上トハ別ノ結果ガ出テ来ル 故ニモヨクアル例

デアルガ 凡ソ国富 国民所得ノ如キ觀念ハ一見簡單ナ様テ、イサ正確ニ限定スル故ニナルト 非常ニ錯綜シテ来ル 例ハハ自然ノ富 諸集團

及ヒ法人ノ所有スル財産 植民地或ハ國外ニアル財産 等ヲ国富ニ加フベキカ否カモ同題ニナル 国富及国民所得ノヨリ精密ナ決定方法ハ後述ニ讓ルガ 取敢ヘスココニハ 財産ノ觀念ガ「個人」カラ「國家」ノ格

ニ移サレル場合、如何ニ紛ラハシイモノトナリ、如何ニ誤解ノ種子ニナル
マヲ指摘スルニ止メヨウ。

先ノ個人ノ財産ハ如何ニシテ判定スルカ、是レニハ抵業カラ仕来リノ方
法ヲ利用スレバヨイ。即チ相続財産ノ評価手續ニ依ルハヨイノテアル。不
動産ハ其ノ売レル値段或ハ賃貸収入ニヨツテ評価シ、有価証券ハ取引所ノ
相場アルモノハ其レニヨリ、然ラザルモノハ最近ノ配当ノ資本還元ニヨツ
テ評価スル。

動産ノ評価ニモ真ノ障害ト称スベキモノハナイ。即チ動産リケニ就テ
其ノ總体ヲハノトマルナ条件ノ下テ売却シ得ル様ナ相場ヲ大体見積ル事ガ
出来ル。要スルニココニハ實際ノ評価手續上ノ困難ガ多少強ル位ノモノデ
アル。

要約スレハ個人財産ノ場合、取引可能ノモノハスベテ売レル値段デ計算
サレルノテアル。

然カ一國ノ全財産決定ノ場合ニナルト、以上ト勝手ガ盡ク、何等貨幣所

得ヲ簡ラス事ノナイ諸公共団体ノ財産評価ヲ行フベキテアロウカ。道路
街路、記念碑、港灣、矢管、公園等ノ資本価値ヲ如何ニ判定スベキカ。後
ニモ一ツノ難點ガアルノダガ、ソレ丈ケテハナイ。是レ等ノ公的財産ノ相
対的価値ハ時間的ニ変化スルノテアルカラ、若シ是レヲ全然無視スレバ絶
對的誤謬ヲ生スルノミナラヌ。或期間ニ於ケル國富ノ変動ニ因スル相對的
誤謬モ出テ来ル誤テアル。

又、個人財産ノ評価ヲソノマ、國家ノ將ニ務ス事ハ無理テアル。凡ソ評
価計算シ得ルノハ流動資本ニ変形可能ノ財産ノミテアル。然ルニ國家ノ大
手数ノ富ハ此ノ條件ニ合ハナイ。例ハハ貸金所得ハ引上ケラレテモ資本還
元サレルコトカナイカラ、斯ル場合評価ノ上ニ非常ニ大キナ誤謬ヲ生スル
誤テアル。

一例ヲ採レバ、炭礦会社ガ賃金ニ四十億フラン、配当ニ十億フランヲ支
拂フトスル、ンシテ配当ノミカ資本ニ還元サレル、是レテ炭礦ヲ評価スレ
ハ、四分還元トシテ一國ノ炭礦資産ハ二百五十億フラントイフ結果ニナル。

今社会政策ノ施行ニヨリ、八百萬の借付ニヨリテ、資金カ四十五億ヲ
 ランニ科上ケラレ、配当ガ五億ニ減少シタトスル。此ノ配当ヲ資本還元スル
 ト炭磁ノ評価ハ百ニ十五億ニ過ギヤイ。利権ヲ買ラニ切下ケラレル恐レカ
 アリトテ資本還元率ガ高マルカラ、實際評價額ハモノト低クナル。斯クテ
 上記ニ個ノ時期ヲ比較スレバ、資金引上ノ為メ、フランス炭磁ノ評価額ガ
 二分ノ一ニ下ツタ事トナル。而モ此ノ向炭磁ガ常ニ同一価値ノ生産物ヲ同
 一量ニ生産シ、其ノ本来ノ価値ヲ豪モ変スルコトカナクツタトスレバ、資
 本還元ニ基ツク上記評価ノ異動ハ明ラカニ事変ノ真相ニ違反スル誤テアル。
 右ノ例ハ理論上ノミニノ問題ニ止マラナイ。實際ニテ孰ルモ、国民所得ニ
 於ケル賃金ノ割合ガ増大シテキルカラテアル。
 斯ル事情下ニ、一國ノ財産ガ何等貧困化スル事ナクトモ、國富統計ハ減少
 シテス事カアル。
 尚ホ相続税徴収ノ場合ニ挿へ得ナイ從ツテ亦、別産モ出テ来ナイ様ナ富ガ決
 山アル。例ヘバ、医学上ノ輝カシイ研究ヲ仕遂ケタ人ナトハ、所得ノ源泉タ

ル真ノ智的資本ノ持主ナリテアルガ、此ノ財産ハ決シテ計算サレズ、相続
 財産ニ登録サレナイ。蓋シ其ノ所得ノ源泉ガ譲渡不可能ナモノナルガ故テ
 アル。

次ニ商業ノ所謂「賤業」ノ場合ヲ見ヨウ。此ノ賤業ハ個人ニ取ツテハ確
 カニ計算シ得ル富テアルガ、決シテ國富ヲ形成スル事ハナイ。特ニソレガ
 消費者ヲシテ「他ノ店」ヨリ、「此ノ店」ニ戻ラ向ケサセルトイラ單ナル商
 業的訓練ニヨル場合、國富トノ無関係ハ一層明ラカテアル。賤業ノ売價高
 カ分ツテモ、全消費者ノ富ノ總体ヲ見レダケカラ想定スル事ハ不可能テア
 ロウ。

又若シ新シイ慣習ニヨリ、医士ガソノ「賤業」ヲ売買スル様ニナツタカラ
 トテ、ソノ道德的価値判断ハ別トシテ、一國ノ物質的富ガ是レニヨツテ何
 等増大シタ事ニナラナイハ明ラカテアル。

大会社ノ重役ノ地位ハ所得ノ源泉テアリ、相続トシテハナク、只、親
 子関係ヲ引継ガレル事ハアルガ、資本還元スルコトハ出来ナイ。

又 利付証券ハ計量シ得ル富 而テ資本ヲ現スガ 例ハ公債ニ百圓
ノ發行ハ何年回ヲ富マス事ニナラナイ 何故ナレハ新タナル所得ノ創造ニ
対応シ一方ニ財政的手段ニヨル也ノ所得ノ課税カ行ハレルカラテアル。
右ノ如ク 凡ユル矣カラ見テ富ノ觀念ハ混乱シテ居リ且不正確ナラケ
テナク 紛ラハシイ性質ヲスラ持ツテアル 蓋シソレハ物質的富ノ一部分
即チ現貨ニ取引ノ対象トナルモノノミヲ把握シ 而モ此ノ部分ハ時間的ナ
変化ニ特ニ敏感カラデアル。
サレハ 若シ凡ユル個人財産ノ總額ヲ容易ニ計算シ得クトシテモ 此ノ
計數ノ變化カラ何事カノ意義ヲ引キ出スニハ 余程慎重ナ考慮ヲ要スル
單純ニ ノ變化ガ 富ノ發展ヲ示スナトト考ヘタラ 大キナ間違ヒデア
ル

次ニ述ベル国民所得ノ統計ハ 板令不完全タトハ謂ヘ 純理論的ニハ
國家ノ總体的富ノ發展ヲ知ル上ニ 遙カニ適切ナモノデアルト解ヒ得ヨウ

第二章 国民所得ノ定義ト測度方法

国民所得ナル言葉ニハ種々ノ意味ガアルガ 要スルニ個人所得 (personal income)
(individual) ノ觀念ヲ「國民トイフ者ノ内ニ得シタモノニ外ナラヌ」
種々ノ定義ノ内カラ 吾々ハ次ノニツヲ取出シテ見ヨウ。即チ分配所得ト
生産所得 (即チ實現サレタ生産ヲ貨幣テ評價セル価値) トデアル。此ノ所
者ノ中間ニ租ヒ所ヲ置ク者ノ定義モ存スル家デアル

第一節 分配所得 (revenues distributed)

分配所得ノ觀念ハ比較的簡明デアル 例ハハ「綜合所得税ニ対シテ申告
サレル所得ノ總額」ナル定義ヲスルコトモ亦亦ル 勿論凡ユル所得ニ対シ
テ申告義務アリ 且税金ナキモノトノ前根ノ下ニ斯ク定義スルノデアル
此ノ場合例ハ「銷却 取引前利益 射幸益金等」類々ノ莫ニ定義ヲ生ジタ場
合ハ当然稅務當局ノ詳報ニ依ハバヨイ 併シ斯ル稅務上ノ規定ヲ採用スル

ト否トニ拘ラス。兎ニ角此ノ方法ニヨリ、個人所得ノ總額ナルモノヲ計
ニ精密ニ計算スル事カ本来ノテアリ。要スルニ分配所得ハ個々ノ人々ニ
分配サレタ所得ニ考ヘレバヨイノテアル。

是レ等ノ所得ハ必ズシモ貨幣形態ヲ分配サレルモノニ限ルハ要ナク、
物所得モ計上サレネハナラヌ。特ニ住宅、食養、給與、自家消費セル又ハ
物々交換セル農産收穫物等テアル。斯クスレバ前述ノ稅務上ノ規定ニヨル
場合ヨリ、本イ意義トナルノテアル。

併シ論者ノ内ニハ、秋ク貨幣所得ノミニ限ルベシトナス者モアル。蓋シ
他ノ所得ハ財政的計算ノ対象トナラス。是レヲ以テ貯蓄乃至課稅ノ対象ト
スル事カ本来ナイカラデアル。併シ此ノ考ヘ方ハ財政ノミニ重矣ヲオク非
幣ニ秋イ觀点ニ立ツモノデアリ。吾々トシテハモソト云ク、實現サレタ利
得ノ全体ハ貨幣ニ表ハサレナイモノヲ含メテ、ヲ取リ上ゲルコトトスル。
尚ホフランスデハ統計不備ノ為メ貨幣所得ト現物所得トヲ区分スルノニ
實際算定上ノ困難カ存スルノテアル。

現物所得ニ就テ、仔細ニ検討スレバ、若干ノ難點カ現ハレテ来ル。先ツ
一家族ノチクノメンバーガ共同テ農耕或ハ製粉ニ従事スル場合ハ、其ノ所
得ハ正確ニ總計シ得ル。其ノ生産物或ハ利得ハ全労働ノ成果ナル故デアリ。
併シ同ジ方法デ家事労働ノ場合ヲ如何ニ処理スルカ、家事労働ハ家族ノ一
員ガ担当シテ井ル向ハ計算サレズ、無報酬タガ、外部ノ人ガ担当スレバ、所
得ノ分配ガ行ハレル。斯クテ極言スレバ、今マテ採用シテ永タキト結構
レバ、ソレ丈ケテ國民所得ノ減少ガ起ル誤デアリ。

併シ右ハ寧ロ理論上ノ難點デアリ。實際ニハ如何ニ嚴密ナ意義ノ探究モ
留ニ浮カザルヲ得ナイ程、計算資料ガ不備ナノデアリ。

税金控除ノ問題ハモツトテリケトデアリ。内閣ハ全所得額カラ、是レ
ニ課セラレル租稅ノ總額ヲ控除スベキカ否カニ存スル。

先ツ税金トイフヨリ國家或ハ地方公共団体ノサーヴィスニ對スル報酬ニ
該當スル場合ハ所得總額カラ是レヲ控除シテハナラナイ。

例ハ郵便收入又ハ地方稅ノ若干ノモノニ其ノ例ヲ見ル。併シ是レタケ

カサトウイスノ対価 是レタケガ税金ノ分トシテ区命スル事ハ以ズシモ容
易デナイ

且ツ用益者ヨリ徴收ノ料金ガ不充分デ一部租税ニ課スル場合ト如キガ論
議ノ種ニナル 斯レ雖矣ハ直接税ニ関シテ後ニ復タ出テ来ル処デアル

間接税ニ就テハ、ヨハリ所得カラ控除スルコトハ適切デナイ、此ノ場合
税金ハ實際ハ商人ニヨソテ支拂ハレ 其ノ金額ハ商人ノ利益ノ内ヨリ消エ

ルモノト考ヘラレルカモ知レヌ 即チ商人ノ總益金ニ課税サレタ様ニ思ハ
レル 併シ事實ハ此ノ租税ノ負担ハ仕入価格又ハ販賣価格ニ転嫁サレル

仕入価格ニ転嫁サレタナラ ソレハ既デニ生産者ノ所得カラ控除サレテ牛
ルコトニナルノダカラ、ソノ上、所得カラ税金ヲ控除スルノハ不可デアリ

販賣価格ニ転嫁サレタ場合ニモ控除ヲ不可トスル別ノ理由ガアル、ソレハ
相異ナレル時期ノ国民所得比較ニハ生計費ヲ考慮ニ入レルヲ要シ、其ノ生

計費自体ガ間接税ノ影響ヲ受ケテキルカラテアル
次ニ転嫁ノナイ直接税ニ就テアルガ 直接税 間接税区分ニ伴フ困難

ハ一先ツ措キ 各種ノ直接税ハ、何レモ所得ヨリ控除スベキデアルト考ヘ
ル 併シコトニモ次ノ様ナ困難ガ残ル

即チ若シ租税收入ガ恩給 年金 公債元利金支拂ヒ等不生産的支出ニ用
ヒラレルナラバ、控除ハ当然デアル 併シ是レガ生産的支出ニ用ヒラレタ

ル場合ハ、新タナル所得ノ創造ガアルト見ナケレハナラヌ、其ノ所得ハハ
ツキリト計算ハ出来ナイカモ知レヌガ 国家ガ恩恵ニ浴スルノデアル 樹

ハハ無料ノ教育ニ使用スレバ、富ノ創造トナル、此ノ公共事業ガ直接ニ用
益者ニヨリ対価ヲ支拂ハレル場合ハ前述ノ如ク、所得ヨリノ控除ハ行ハレ

ナイ、斯クテ、公共事業ノ費用ノ負担者ガ直接ノ用益者ガ納税者カニヨソ
テ全所得額ガ変ルトイフノハ不合理ナ話デアル、故ニ直接税デモソレガ生

産的支出ニ用ヒラレル分ハ所得カラ控除シテハイケナイ、ソシテ實際ニハ
公共事業ノ価値ハ其ノ費用ニヨソテ測ルトイフ公式ニヨリ、費用ガ所得

ニ加算サレテ行ク訳デアル、併シ若干ノ行政的サーヴィスノ生産的性質ナ
トハ右ノ学校ノ場合程明瞭ニハ表ハレナイ、是レニ就テノ論究ハ非常ニ注

観的ナ「效用性」ノ判断ニ倚存シ、確固タル法則ニ帰着セシムル等ハ殆ン
 ト不可能デアレ。此ノ同類ハ国家此時代ノ国民所得研究ニ或重要性ヲ持
 ノデアレ。此ノ場合、一ツノ方法トシテハ必ス租税ヲ各ムノハ止ムヲ得ナ
 イトシテ免ニ角生産的支出分ト不生産的支出分トヲ区分シテ、後者ヲケ
 控除スルコト、他ノ方法トシテハ一先ツ直接税全体、控除シ、公営事業
 充ノ結果生ジク国民福祉ノ改良ハ別ニ評價スルコトデアレ。以上述
 タルハ、相続税ノ控除ノ同類ニ就テモ当テハマルデアレ。
 国家歳入ノ「一級充當ノ原則」ノ為メ、是レ専全内閣ノ充分明快ナ解
 決ハ妨ゲラレテキル。
 併シフランステハ資料不充分ノ為メ、上記ノ如キ議論ノ検討モ實際ニハ
 無意義ニナル事ガ尋イ、或種ノ所得計算ニ就テ犯ス起レアル誤謬ハ實際ニ
 ハ租税支拂額ト同ジ位カ或ハモツト尋イカモ知レヌ。
 上記ノ説明ハ如理論的観点カラスルモ、国民所得ノ算定カ尚ホ如何ニ違
 観ヲ含マサルヲ得ナイモノデアルカヲ示シタマデ、アル。

第二節 生産所得 (Revenue products)

一國ノ経済ガ完全ニ封鎖的デアリ、而モ信用創造ナク、總エズ同量ノ「
 ストック」ヲ以テ消費資料ノミヲ生産スルテラバ、消費者ニ販賣サレタ生
 産物ノ価値及ビ給付サレタ「サーヴイス」ノ価値ハ、上記ノ分配所得ノ
 レト同額ニナル筈デアレ。斯クテ国家発展ノ良イ基準ヲ供スル事トナル。
 併シ一級ニ分配所得額ト生産所得額トハ非違ニ相違スル。
 因式的ナ一例ヲ採ロウ。先ツ第一ノ級、即チハ国家ガ各官吏ニ一萬五千フ
 ランノ俸給ヲ支払フモノトスル。第二ノ級、即チハ他ノ事柄等シトシテ各官
 吏ニ一萬六千フラン支払ヒ、一々フランノ財産トシテハ各官吏ニ同額ノ公
 積ヲ引受ケシメタトスル。謂フマデモナク、第三ノ級、即チハ分配所得額ハ増
 大スルガ生産所得額ハ変ラナイ。分配所得ノ増加ハ同ジ所得カニ度分配サ
 レタトイフ單ナル計算上ノ技巧ニ由ルニ過キナイ。
 此ノ因式的ナ一例ハ是レヲ一級化シ、軍事費ヲ含メテ、不生産的支出ノ
 凡ユル公積ニ適用カレル。

生産所得 分配所得ノ不一致ハ、銷却、機軸新設額ノ過大又ハ不足、並
ヒニストックノ変動カラモ生スル。若シ一國ニ於テ分配所得ガ全部消費ニ
充當サレ、生産原料乃至不動産ノ更新ガ全ク確保サレナカツタラハ、分
配所得ハ生産所得ヨリ劣イユトニナル。何故ナレハ實現サレタ生産物ノ価
値カラ消費セル物資ノ金額ヲ控除セネバナラヌカラデアル。遂ニ通常ノ消
費補填以上ニ行ハレル新機軸、建物等ノ建設、又ハストック増加ノ場合ハ
生産所得ヲ形成スル。ソレハ個人ニ取ツテハ価値ノ増大トナルカラ眞ノ利
得デハアロウガ、分配所得トシテハ計算サレナイノデアル。

生産 分配所得相違ノ主因トシテ其他對外債権債務ノ利子、証券銀行
金保有高ノ増減、及ヒ当該時期ノ価格変動ガ分配所得額決定ノ上ニ商ラス
複雑ナ変化等ヲ挙げ得ル。

フランスノ統計ハ非常ニ不完全デ生産額ノ絶対価値ノ測定ハ全ク不可能
ナル。ダカラ生産所得ナルモノヲ爰デモツト精密ニ突メテカカツテモ實
益ガ少ナイ。吾々トシテハ若干ノ修正保留ノ上、生産ノ相對的變動ガ所得

ノ變動ニ對シ、或ハ少ナクトモ變動ノ方向ニ對シテ近似的ナ指示ヲ與ヘ得
ルトイフ點ヲ確認スルニ止メルヨリ外ナイ。

第三章 一九一三年及一九三六年ノフランスノ
分配所得

第一節 一九一三年ノ私的所得

大戦前ノフランスノ私的所得ノ推計ノ内テコルソン Colson ノソレハ經
済学教科書決定版、第三卷ト、ベルンゾーグ Dugé de Bernonville
ソレ（ユベール）大戦中ノフランスノ人口ノ附註トヲ挙ゲルコトガ出
来ル。ニツノ推計ハ大体一致シテ居リ、所得ノ分析ニ於テ多少異ナル點ガ
アルガ、其ノ方法ハ何レモ、資本所得、労働所得、兩者ノ混合所得（非實
上企業利益ト混同サレル）更ラニ年金收入、又必要アラバ扶助救済金ヲ順
次ニ推計加算シテ行クヤリ方デアル。異等種々ノ異ノ論議ニ入ルニ先立テ

此ノ場合ノ「所得」ノ定義ヲ決スルコトガ必要ナル。

五

先ツコルソンニ課税ハ次ノ如クテアル。「所得ハ受領セル金額ノ總合計ト一致スルモノトハナイ。収入ト支出トヨリ成ル一取引ノ純収益 (product net) ノミガ其ノ取引ヲ行ツタ者ニ取ツテ所得ナルコトハ明ラカテアル。一個人ニ取ツテ年所得ナルモノハ、彼レガ其ノ年間ニ於テ自己ノ欲望充足ノ為メ、或ハ慈善的行爲ノ為メニ、過去ノ蓄積資本ノ喰込ナシニ処理シ得ル金額、又ハ資本増加ノ為メニ処理シ得ル金額ナリテアル。ソコテ所得計算ノ為メニハ、収入ノ總体カラ生産費又ハサトウイスノ費用ノミナラズ、資本維持費トシテ一定期間使用ノ後、役ニ立タナクナル部分ノ更新ヲ確保スル為メノ銷却ヲモ控除セバナラヌノデアリト。」

以上コルソンノ定義モ、イサ活用スルトナルト、中々テリケートナ問題ヲ含ンテキル。料ニ重計算回避ノ点ニ関シテテアル。労働者ノ賃金ガノ労働者ノ所得ヲ形成シ、雇主ノ所得ニ入ラナイコトハ当然デアリ。雇主ノ所得ハ生産物ノ販売カラ生スル利益ノミヲ含ムノデアツテ、此ノ利益ノ

ミガ其ノ欲望充足ニ向ケラレル。異レト反対ニ家事使用人ノ給料ハ主人ノ所得カラ控除サレナイ。何故ナレバ主人ハ其ノ欲望充足ノ為メニ家事使用人ノサトウイスヲ使用スルノタカラテアル。課税ノ控除或ハ非控除ノ問題ハ前章ニ述ベタ処デアリ。異筆ノ原則論ハ一先ツ措キ、左ニコルソンノ算式ヲ簡單ニ分析シヨウ。

不動産ノ内、土地ニ就テハ一九〇七年十二月三十一日ノ法律ニヨリ、運物ニ就テハ一九〇九年八月八日ノ法律實施ノ為メニ行ハレタ。アンケートレノ研究ニヨリ、一九一三年ノ個人ノ現金収入ヲ土地関係ニ十億フランニ、建物関係ニ十七億フラント推計スルコトガ出来ル。

有価証券ニ関シテハコルソンハ一九一三年ノ個人所有有価証券ノ所得ヲ四十三億フラント推計スル。ソノ計算ハフランスノ有価証券ノ直接的評價トフランス人ノ所有スル外國有価証券ノ一部遠觀的ナ評價ニ基クモノデアリ。

分配サレタ賃金額ノ計算ニ就テハ正確ナ資料ガ缺ケテナルカラ、一八九

七

二年農業アンケートノ数字ト 同時期ノ労働局ニヨル工業賃金アンケートノ数字トヲ人口調査ニヨル労働者数ト組合ハシテ算定ノ基礎トスル。勿論一八九〇年カラ一九一三年マデノ賃金ノ騰貴ハ考慮ニ入レネハナラヌ。官公吏ノ俸給ニ就テハ豫算書類ニヨル。公私両部門ニヨリ使用サレタ労働ノ總額格 即チ賃金所得總額ハ一九一三年 百四十七億フラント推計サレタ。混合所得ハ事業主ノ労働ノ報酬ト其ノ資本ノ利子 企業ノ利潤ヲ同時ニ合ムモノデアリ。其ノ評価ハ最も困難デアル。農業ニ因シテハ 企業主ト其ノ家族ノ労働ノ全価値ヲ五十億フラント見積リ 耕作要具ト運搬資金トニヨリ構成サレル資本ノ利子ヲ八億フラント見積ツテナル。ソシテ企業者ニ帰属スル偶然ノ損益ハ相殺サレルモノト見ルカラ 企業ノ利潤トシテハ約二億モ加算シナイ。斯クテ上述ノ土地賃貸收入ヲ除イタ全農業所得ハ六十億フラントナル。

免許状ニヨル業者ノ所得ハ 直接税ノ統計ヲ推計ノ基礎トスル。十九世紀ヨ通ジテ實施サレタ幾度カノ「アシケート」ニヨレハ 營業税ノ金額

ハ 其ノ營業收益ノ百分ノ三トナツテナル。併シ斯ル推計ニヨル計數ヲハコルソンハ余リニ少ナ過ギルモノト見テナル。特ニ株式会社事業ノ利益金ニ相当スル部分ハ有価証券所得ノ内ニ計算サレテナルカラ之ヲ控除スレバ尚更ラ僅少トナル。併シ一方ニハ右業者ニ協力スル其ノ家族ノ報酬ヲ加算スルヲ要シ 又別ニ免許状ヲ要セズシテ單独デ 或ハ一人ノ扶弟ヲ扶用シテ營業スル様ナ職人ノ報酬ヲモ加算セネハナラヌ。斯クテ全体テ五十億フラントイフ結果ニ到達スル。

一九一三年ノ年金 恩給 扶助料ノ總額ハ概算十億フラント推定サレル。

左ニコルソンガ一九一三年ニツキ推計シタ如ク掲ゲ 一九〇〇年ニ於ケル同一項目ト比較シテ見ル。

	金額 (十億フラン)		
	一九〇〇年	一九一三年	一九一三年、 分布割合
不動産及有価証券所得	七〇	九二	二五・四%
現物及貨幣債金	一〇・五	一四・七	四〇・六
企業及独立労働ノ収益	八・一	一一・二	三二・〇
恩給終身年金扶助料	〇・六	一・〇	三・〇
合計	二六・二	三六・一	一〇〇・〇

一九〇〇年ト一九一三年トノ間ニ國民所得ハ一年ハ億フランノ割合テ増
加シタ。斯クテ一九一一年ハ三百四十五億ト推定出来ル。
ベルノンゾイユハ若干ノ点テコルソント少異ナレル方法ニヨツテ
ル。氏ハ先ツ資本所得ヲ算定スル。ソシテフランス人ノ所有スル有価証券
ニ就テハ四十億フランノ所得。建物ニ就テハ二十六億フランノ所得トイ

フ結果ニ達シ。此ノニツノ推計ハコルソント殆ント正確ニ一致ス
ル。土地所得ニ就テハコルソントハ二十六億フラント推計シ。ベルノンゾイ
ユノソレヨリ遙カニ多イ。此ノ差ノ生ジタ原因ハ一九〇八年乃至一九
一二年ニ於テ農業省ノ実施セル「アンケート」ト一九一三年トノ間ニ小
料ガドレダケ騰貴シタカニ関スル見解ノ相違ニ基ツクモノデアル。
平均賃金ニ関シテハ種々「アンケート」及資料ニ基ツテ一九一三年迄
種ノ労働者ニ就テ行ハレタ推計カアル。

	年平均賃金 (実物給與ヲ含ム)	
	男子	女子
工業労働者	一、四五〇 フラン	七七五 フラン
商業従用人	二二〇〇	一七〇〇
農業労働者	一一〇〇	七〇〇
家事従用人	一三五〇	一〇〇〇

此ノ平均額ニ人口調査ニヨル数字ヲ乘シ 鉱山労働者 鉄道使用人
 公務ニ就テハ直接ノ算定ヲ利用シ ベルノンヴィトエハ百五十七億フラン
 ノ賃金總額ヲ見積ツタノテアルガ 是レハコルソンノ算定ヨリ十億フラン
 少イ 其ノ他ニ年金ト恩給ヲ五億ト推計スルカ 扶助料ニ就テハ計算シテ
 ナナイ 農業所得ニ就テハ 氏ハ毎年ノ農業統計ニヨリ知り得ル總生産物
 一般的経費 種苗費 賃金 地代等ノ金額ニ依據シ 其ノ所得ヲ五十八億
 フラント算定スル 此ノ金額ハコルソンノソレヨリ僅カナガラ小ナイ 商
 業 工業 自由職業ニ就テハ四十六億フラント推計スルカ 其ノ計算的基
 礎ノ脆弱ナコトヲ認メテナル 推計ノ唯一ノ基礎ハ營業税ノ収高デアル
 ガ 是レハ充分ニ精査ナルモノテナナイ
 左ニ一九一三年ニツキベルノンヴィトエノ推計セル要約ヲ掲ゲル
 (單位十億フラン)

所得種別	金額	百分率
不動産及有価証券	九・四	二六・一%
実物及貨幣賃金	一五・七	四三・六
企業及独立労働ノ収益	一〇・四	二八・八
年 金	〇・五	一・五
計	三六・〇	一〇〇・〇

統計ノ不充分ト不確実トニ拘ラズ 總額ガコルソンノソレト同額デア
 コトハ注目スルニ足ル

第二節 一九三六年—一九三八年ノ分配所得
 大戦以後 ベルノンヴィトエハ雜誌「経済学評論」(Revue d'Economie
 Patistique)ニ私的所得ニ関スル推計ヲ定期ニ発表シテナル 戦前ニ存シタ

統計テ現在欲ケテキルモノモアルカラ 推計ハ一層困難ナル。土地ニ関スル「アンケート」ハ其ノ後新タニ行ハレス。建物ニ関スル最近ノ調査ハ一九二四年一、一九二五年ノモノデアリ。營業現狀及有価証券ノ統計ハ若シク簡單ニサツテキル。併シ一九二六年以降施行ノ所得税ハ確カニ以前ニハ存シナカッタ様ナ推計ノ基礎ヲ失スルニ致立ソテキル。併シ脱税ヲ別トシテモ基礎控除及種々ノ控除制度ガ存スルカラ、統計上ヨリ可成リノ部分ガ脱落シ、其ノ範圍ハ正確ニ限定スルコトガ出来ナイ。左一九二六年ノベルノンウイートノ推計ヲ分析シ、各項目ニソキ推計ノ近似度合ヲ判定スルニ努メヨフ。

分配サレタ賃金及俸給ニ就テハ總体ノ統計ガナイニシテモ、推計ノ要素トナルモノハ可成リ沢山アル。有業人口調査、賃金率變動ニ関スル種々ノ「アンケート」、失業統計、工業及商業会社ニ於ケル就業人員異動及労働時間ニ関スル調査、鉱山及鉄道業ノ賃金ニ関スル土木省ノ統計、官公吏ノ收入ニ就テノ大藏省ノ豫算及見積書等デアリ。他方社会保険ノ拠込、扶弟

税、労働事故ニ就テノ法律適用ニ関スル資料ハ、適当ニ隣邦スレバ、賃金總体ノ變動ニ就テ、貴重ナ示唆ヲ與ヘル。ソコテ是等ノ全資料ニ基イテ行ハレタ推計ハ、總賃金支拂額ニ就テ可成リ近似ナモノヲ得ルト推定シ得ル。一九二六年ノ結果ヲ挙ケレバ次ノ如クデアリ。

(單位十億フラン)

農 業 賃 金	一四・〇
商 工 業 賃 金	五八・〇
家 事 使 用 人	四・三
官 公 吏 及 鉄 道 技 員	二一・〇
計	九七・三

資本所得ノ計算ハ労働所得ノソレヨリモソト重要ヲ含ムモノデアリ。有価証券所得ノ推計ハ、負債及大藏省証券ニ就テハ豫算案ノ説明、課税サレ

ル証券ニ就テハ納税高ニ基イテ計算サレル。併シ、ベルン・ヴィーエハ税
 率カ種々アル上ニ可動約テアリ、亦收益ガ一項目ノ内ニマトメラレテキル
 為メ、被課税所得ヲ算レカラ推計スル事ハ非常ニ危険ヨ伴フト指摘シテキ
 ル。且ツフランスニ於ケル外国人ノ投資、及ビ外国ニ對スルフランス人
 投資ヲ知り得ナイコトモ難矣デアル。此ノ二ツノ項目ニ就テハ大雑把ナ運
 観ニヨルノ外ナイ。全体トシテ、ベルン・ヴィーエハ一九三六年フランス
 テ個人カ所有スル有価証券ノ總所得ヲ二百十五億フラント推計シテキル。
 直接税ノ納税名義ニヨレバ、家屋税ノ基礎トナル賃賃価格ノ總額ヲ知り
 得ル。(一九三六年百八億フラン)。併シ其ノ毎年ノ變動ハ課税物件ノ變化タ
 ケヲ基準ニシテ依ラレタモノデアリ。實際ノ上リ高ノ變化ニ相當スルモノ
 テナイ。何故ナレバ賃賃価格ノ基礎ハ主トシテ、一九二四年ニ施行サレ、
 一九二六年以降納税名義ニ適用サレタ臨時調査ニ存スルカラデアル。ソコ
 テ建物ノ實際所得ヲ知ル為メニハ一九二四年以降ノ賃賃料ノ變化ヲ見積ラ
 ネハナラヌガ、ソレハ極メテ遠觀的ニ行ヒ得ルニ過キナイ。ベルン・ヴィー

三六

エハ一九三六年ノ此ノ所得ヲ百二十億フラント算定スル。次ニ土地財産ノ
 所得ヲ推計スベキ精密ナ資料モナイ。若干ノ研究著作ニヨレバ(特ニ *Michel*
et P. Capot)、大戦ノ終リ頃カラ小作料ノ騰貴ガ初マツテ一九二
 七年マテ規則正シク継続シ、一九二七年カラ一九二九年ニハ殆ント安定シ
 テキル。ベルン・ヴィーエノ算定ニヨル一九二九年ノ土地所得ハ九十億フ
 ランテアル。一九三〇年以來ノ深刻ナ農業恐慌ガ小作料ニドウ影響シタカ
 ヲ精密ニ決定スル事ハ不可能ダガ、ココニハ一九三五年七月二日ノ法令カ
 小作人ノ利益ノ為メニ小作料率ノ改訂ヲ規定シ、又同年八月八日ノ法令カ
 其ノ一割ノ引下ヲ命シタコトヲ誌スルニ止メヨウ。一九三〇年カラ一九三
 六年ニカケテノ小作料總額ノ減少ハ一割以上ニ及ンタモノト思ハレル。一
 九三六年ノ土地所得ヲ七十五億ト見積レバ、資本所得ノ總額ハ四百十億フ
 ラントナル。
 混合所得ハ最モ算出シ難イ。毎年ノ農業統計ニヨリヘルン・ヴィーエハ
 一九三六年ノ農業總生産高ヲ五百六十億フラント抑ヘ、其ノ内約三割、即

モ

千四百六十億フランヲ一般の経費トシテ控除シ、更ラニ七十五億フランヲ地
 代、百四十億フランヲ貸金トシテ控除スルカラ、戦後ノ手取八百八十五億フ
 ラントナル。商工業ノ利益ノ總体ヲ見積ルヘキ唯、基礎ハ分額所得税ニ
 關スル財務統計ノミデアル。再シ此ノ統計ノ鮮明ニハ、特ニ慎重ヲ要スルノ
 テアル。然テ、ベルンウイユノ計算方法ハ次ノ如クデアアル。先ツ課税所
 得ニ免税所得ヲ加算。是レヨリ既テニ有価証券項目ノ内ニ計上セル既得所
 得トナルモノヲ控除スル。ソシテ一九三五年ノ商工業利益ノ總額ヲ百五十
 五億フラント推計スル。一九三六年ノ財務統計ノ公表ニ先立テ、ベルン
 ウイユハ一九三五年カラ一年間ニ一割ノ増加ヲ認メタノデアアルガ、今
 日財務統計ニ表ハレタ然テ見ルト、其ノ増加ハ豫想ヨリ著シク少ク、一九
 三六年ノ商工業利益總額八百八十五億フラントナル。此ノ統計ガ商工業所
 得ノ最低限ヲ示スニ過キナイ事ハ注意スベキデアリ。ソレハ脱税ヲ考慮シ
 テ、ナイカラデアアル。非商準的職業ノ所得ニ対スル課税ノ統計ニヨリ自由
 職業ノ所得ノ推計ガ可能デアリ。ベルンウイユハ是レヲ三十八億フラ

ント推計スル。斯クテ一九三六年ノ混合所得ノ總額ハ四百八億フラントナ
 ル。尚ホ残ル八年金、恩給、是レニコレソノカ行ツタ様ニ扶助料ヲ加算セ
 ネハナラヌ。一九三五年ノ統計ニ基ツキ、ベルンウイユハ政府ノ文官
 及軍人、地方公共団体、大鐵道会社ノ恩給、戰爭年金及戦士恩給ノ總額ヲ
 百三十三億フラント推計スル。此ノ推計ノ核ニ公表サレタ統計資料ニヨレ
 バ、右ノ数字ハ、少増加ヲ必要トシ、百四十億フラント見積ラレル。尚ホ
 此ノ中ニハ政府事業ノ労働者、鉦山労働者、海員、老弱者ノ恩給、一九一
 〇年ノ法律ニヨル労働者及農民ノ恩給等、約十億フラン以上ノモノヲ含ン
 テ、ナイ。亦諸保險会社ノ支拂フ年金モ計算外デアアル。
 各種ノ扶助料ハ、一九三六年約五十億フランニ近イ。(註) 年金、終身年
 金、恩給、扶助料ノ合計ハ斯クテ一九三六年最低ニ百億フラント見積ラレ
 ル。

(註) W. Qualid et R. Rivet. Structure budgétaire (Revue d'Economie Publique,
 Jan-Fevr, 1939)

コルソンの分類ニ従へバ、私的所得ノ一九三六年度種類別分布ハ次ノ如クデアル。

所得種別	(單位十億フラン)	百分率
不動産及有価証券	四一・〇	二一
実物及貨幣賃金	九七・三	四九
企業及独立労働収益	四〇・八	二〇
恩給終身年金扶助料	二〇・〇	一〇
計	一九九・一	一〇〇

斯クテ一九三六年ノ国民所得ハ概算ニ十億フラントナリ。一九一三年ノ五倍。一九一二年ノ六倍トナル。一九三七年及一九三八年ノ計數ヲ極ク遠觀的ニテモ見積ルコトハ困難デアル。只々賃金總額ヲ算入スル試ミハ可能デアル。ベルソンのウィーユハ一九三七年ノ此ノ總額ヲ一十百九十五億フラン

ント見積ツテキル。賃金率ノ變動、工業活動ノ指數、公務ノ人員數等ヲ參酌シテ、一九三八年ニ於ケル此ノ金額ハ約一十三百億フラント推算サレル。他ノ項目ニ就テハ正確ナ資料ガナイノデ、一九三八年ノ私的所得ノ總額ハ大体ノ印象ヲ與ヘ得ル程度ニ過キナイ。即チ二十六百億フランヲ下ル事アルマイト思ハレル。決定的ナ報告ヲ得レバ、結局右ノ金額ヲ増加スル事トナルデアロウ。

第四章 一九一三年、一九二八年、一九三八年ノ

フランスノ生産

生産所得ハ農業生産、工業生産及サービスノ給付ヨリ成ル。商業活動ハ少ナクトモ第一次的ニ模索ニ於テハ考慮ニ入レル必要ガナイ。何故ナレバ商業活動ハ大部分国民生産物ニ依存スルノデアリ。輸入生産物モ同シク商業活動ノ基礎テハアルガ、是レガ脱却カラ生ズル誤差ハ他ノ誤差ニ